

【通所型サービス】

(予防給付型)

- Q 1 通所型サービスの運動器機能向上加算は、令和6年4月より無くなりましたが、評価は不要となるのか？
- Q 2 通所型サービスの運動器機能向上加算を今まで算定していなかった事業所については、今後評価をどのようにしたら良いか？
- Q 3 通所型サービスの運動器機能向上に係る評価期間はどのようになるのか？
- Q 4 運動器機能向上加算廃止後、介護予防支援サービス計画書の修正は必要か？
- Q 5 一体的サービス加算とはどのようなものか？
- Q 6 送迎を実施しない場合は減算になると聞きましたが、どのようになるのですか？
- Q 7 通所型サービスの運動器機能向上加算を3月末まで算定していた事業所については、今後評価をどのようにしたら良いか？
- Q 8 通所型サービスの運動器機能向上に係る評価期間はケアマネジャーが定めるのか？
- Q 9 運動器機能向上に係る評価の対象はデイサービス全利用者が対象になるのか？もし全利用者に評価を実施出来なかった場合減算の対象になるのか？

Q 1 通所型サービスの運動器機能向上加算は、令和6年4月より無くなりましたが、評価は不要となるのか？

運動器機能向上加算は廃止されましたが、基本報酬に包括化されたため、4月以降も加算の算定で行っていた一連の流れ（計画、評価、モニタリング）は必要となります。

Q 2 通所型サービスの運動器機能向上加算を今まで算定していなかった事業所については、今後評価をどのようにしたら良いか？

今まで運動器機能向上加算を算定していなかった事業所に関しても、4月以降は短期目標、長期目標等の計画を立て評価、モニタリングなどの一連の流れが必要となります。

Q 3 通所型サービスの運動器機能向上に係る評価期間はどのようになるのか？

制度改正前の運動器機能向上加算では、加算の算定要件におおむね3か月程度で達成可能な長期目標と1か月程度で達成可能な短期目標を利用者毎に設定し、モニタリングは月1回、体力測定などの評価は3か月に1回実施する必要がありました。今回の制度改正で介護予防通所リハビリの運動機能向上加算の算定要件が「3か月」から「定期的に評価を行うこととなりましたので、通所型サービスにおいても定期的に評価を行うこととしました。

下関市において、評価期間に関してはおおむね3か月から12か月の間で利用者毎に定めるようにしてください。またモニタリングに関しては、月1回利用者毎に実施するようにしてください。

Q 4 運動器機能向上加算廃止後、介護予防支援サービス計画書の修正は必要か？

軽微な変更として、運動器機能向上加算を記載していた箇所は、見え消しを行い、いつから加算を算定しなくなったか分かるように記載してください。

Q 5 一体的サービス加算とはどのようなものか

制度改正前の運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算を組み合わせる選択的サービス複数実施加算に相当する加算で、制度改正後は栄養改善加算、口腔機能向上加算を組み合わせる場合に算定できます。この加算を算定するには介護予防サービス支援計画書に位置付けた後、利用者への説明・同意が必要となります。

Q 6 送迎を実施しない場合は減算になると聞きましたが、どのようになるのですか？

通所型サービスにおいて家族が送迎を行ったり、歩いて自分で通う場合は減算の扱いとなります。減算の単位としては片道 47 単位となります。

週 1 回利用の場合は 376 単位（47 単位×8 回）、週 2 回利用の場合は 752 単位（47 単位×16 回）の範囲内で減算を行ってください。

Q 7 通所型サービスの運動器機能向上加算を 3 月末まで算定していた事業所については、今後評価をどのようにしたら良いか？

今まで運動器機能向上加算を算定していた事業所に関しては、4 月以降も短期目標、長期目標等の計画を立て評価、モニタリングなどの一連の流れが必要となります。評価月に関してはこれまでの評価月を引継ぎ（4 月で評価月をリセットしない）3 か月から 12 か月の間で利用者毎に定めるようにしてください。

Q 8 通所型サービスの運動器機能向上に係る評価期間はケアマネジャーが定めるのか？

評価期間については、ケアマネジャーが利用者毎に事業所と調整の上、評価期間を決定し実施してください。

Q 9 運動器機能向上に係る評価の対象はデイサービス全利用者が対象になるのか？
もし全利用者に評価を実施出来なかった場合減算の対象になるのか？

デイサービスの全利用者が対象です。ただし医師から運動を止められているなどの理由で評価を実施出来ない場合は、その理由をケアプランに記載してください。

全利用者に評価を実施出来なかった場合の減算は設けていません。